

経済建設委員会会議録

令和4年12月13日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:17

【案件】

1. 議案第 94号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第 95号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第 96号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第 97号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第 98号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
6. 議案第 99号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
7. 議案第100号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
8. 議案第101号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
9. 議案第117号 市道路線の認定
10. 中心拠点の整備について

【所管事務調査】

1. オートレース場の無料送迎バスについて

【報告事項】

1. デジタル人材育成に関する連携協定の締結について (経済政策推進室)
2. 飯塚市空家対策計画改定(素案)について (建設政策課)
3. 市道上における車両損傷事故について (土木管理課)
4. 工事請負変更契約について (土木建設課)
5. 飯塚市都市計画公園等見直しガイドライン(素案)について (都市計画課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第94号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第94号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正は、オートレースの開催日数を当初、通常開催83日、ミッドナイトレース67日の計150日で設定しておりましたが、通常開催77日、ミッドナイトレース81日の計158日で、開催日数が8日増加したこと及び9月までの売上げの実績を踏まえ、執行残など関係経費の整理を行ったものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6億3948万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を258億4571万1千円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものを説明いたします。補正予算資料の19ページをお願いいたします。歳出予算につきまして、競走費、事業費、事務費、本場開催経費について、選手宿舎宿泊業務委託料786万2千円、競走会業務委託料1829万6千円の増につきましては、開催日数の増及び実績、並びに見込みにより増額計上しております。

競走業務委託料954万4千円の減につきましては、あっせん選手が少ないミッドナイト

レースが増えたことにより減額としております。電話投票等事務委託料2億7269万2千円の増につきましては、開催日数の増及び民間ポータルサイトの売上額の増加に伴い、増額計上しております。

JKA交付金1597万2千円の増は、売上額の増額補正に伴うものでございます。

事務費の場外発売関係経費、場外発売等業務委託料1億3190万7千円の減につきましては、場間場外発売の売上げが実績により減額となることから減額補正するものでございます。

事務費の専用場外発売所関係経費、専用場外発売所施設運営委託料3636万4千円の減につきましても、9月までの実績に伴い、減額補正するものでございます。

包括的民間業務費、包括的民間委託料につきましては、売上実績、見込みにより整理いたしまして、122万8千円を増額計上しております。

賞典費、賞金につきましては、9月までの実績、見込みにより整理いたしまして、4867万2千円を減額補正するものでございます。

勝車投票券払戻金4億9211万2千円の増は、勝車投票券発売収入の増額補正に伴うものでございます。

競走費、管理費、一般管理費につきましては、今後発生する施設の改修費に充てるための基金積み立てとして、1億5千万円を増額するものでございます。

施設改善費、施設改善事業費、試走路東側防音壁設置工事2360万円の追加につきましては、工事概要説明書の5ページをお願いします。周辺地域への騒音対策として試走路東側に高さ4メートル、幅62.8メートルの防音壁を設置するものでございます。なお、本工事につきましては、本場開催中の施工ができずに施工期間が令和5年3月から7月までとなることから、年度を超えることにより円滑な予算執行を確保するため、事業費の繰越明許費として翌年度繰越額2360万円を追加するものでございます。

予備費につきましては、令和4年度の単年度黒字を見込むものでありまして、今後の施設改修費の基金を見込むことにより、1億1063万2千円の減額を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。勝車投票券発売収入6億9821万1千円の増は、当初の予定日数の150日から158日へと開催日数が増加したことによる見直し及び9月までの実績により、場外発売、民間ポータルサイトの発売等の整理を行ったものでございます。

受託事業収入、場外発売業務受託事業収入5739万5千円の減につきましては、実績に伴い、減額補正するものでございます。

財産収入、席料138万7千円の増につきましては、ロイヤルスタンドの席料の決算見込み、特に場外発売時の収入が増加したものにしているものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明をおわります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第94号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第95号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について補足説明をいたします。

補正予算書の235ページをお願いいたします。第1条で規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7千円を追加し、歳入歳出の総額を2千732万3千円とするものでございます。今回の補正につきましては、今年度前期実績等による見込額を算出し、それに基づき補正を行うものです。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。238ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。本会計の主な財源であります2款、1項、1目、1節、農業集落排水処理施設使用料の収入17万8千円の実績による減額、3款、1項、1目、1節、一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の決算見込みに基づく財源調整により24万円の増額、4款、1項、1目、1節、前年度繰越金につきましては、前年度決算の確定により5万5千円増額の補正をするものであります。

歳出についてご説明いたします。1款、1項、2目の施設管理費、10節、需要費につきましては、電気料金の増に伴う光熱水費10万9千円の増額、同11節、役務費では通信運搬費8千円の増額による補正を行うものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第95号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第96号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第96号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」について、補足説明をいたします。

補正予算書の241ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ181万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億816万9千円とするものでございます。

主なものを歳出からご説明いたします。245ページをお願いいたします。1款、1項、1目の一般管理費679万9千円の減額は、人件費の精査による減額でございます。

1款、1項、2目の市場管理費498万3千円の増額は、光熱水費の増額、並びに各委託料の執行残の減額、買受人等設備導入補助金の減額及び消費税の見込みの減額など、増減の差引きによるものでございます。

続いて、歳入のご説明をいたします。戻りまして、244ページをお願いいたします。1款、1項、1目の地方卸売市場使用料のうち、青果部、花卉部につきましては市場での卸売金額をもとに施設使用料を決定しておりますが、本年度前期、4月から9月の実績に基づく本年度の卸売金額見込みの精査によりまして、施設使用料をそれぞれ増額しております。また、付属営業人につきましては、施設使用件数の減に伴い、施設使用料を減額いたしまして、これらの増

減差引きにより256万円を増額補正しております。

2款、1項、1目の一般会計繰入金1285万8千円の減額は、財源調整をした結果、減額とするものでございます。

3款、1項、1目の繰越金10万3千円の増額は、令和3年度決算の結果、増額とするものでございます。

4款、1項、1目の雑入837万9千円の増額は、施設使用光熱水費負担金の見込み精査による増額でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第96号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設政策課長

「議案第97号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明いたします。今回の補正は全費目につきまして見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものでございます。

補正予算書の251ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ56万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3453万3千円とするものでございます。その内容につきまして、ご説明いたします。

254ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款、1項、1目、一般管理費の3節、職員手当等、4節、共済費及び18節、負担金補助及び交付金につきまして、担当職員給与費等4万4千円を減額しております。

1款、1項、2目、駐車場管理費の26節、公課費につきましては、令和3年度における消費税が確定しましたことで、消費税52万2千円を減額しております。

引き続き、歳入につきまして、2款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、財源調整のため、62万2千円を減額しております。

3款、1項、1目、繰越金につきましては、令和3年度決算による繰越金5万6千円を増額しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

これは駐車場の特別会計ですね。駐車場の利用状況はどういうふうになっているのですか。

○建設政策課長

立体駐車場は令和3年4月より24時間営業としておりますが、コロナ前の令和元年度以降についてのご説明をさせていただきます。令和元年度につきましては、10万7520台の利用がありましたが、新型コロナの影響で、令和2年度は6万2930台と、前年比4万

4590台の大幅の減となっております。24時間営業を開始しました令和3年度は、対前年度比5165台増の6万8095台、現在、令和4年度10月末時点では、コスモスコモンの一時休館の影響があったものの4万8584台と、24時間営業が2年目となりまして、やや増加傾向となっておりますが、まだコロナ前の水準には戻っていない状況でございます。

○道祖委員

ちょっと要らないことかも分からないけれど、来年夏にゆめタウンができるでしょう。そうすると、その駐車場は無料の駐車場になるんでしょう。そうすると、立体駐車場を使う率がコスモスコモンの改修が終わったとしてもそんなに増えるのかなというような気持ちになるんですけどね。道路が近くにありますよね。川を渡るだけですし、コスモスコモンも来れるし、商店街にも来れるから、その辺の影響については、何か、どうなるとか、予測をしていますか。

○建設政策課長

その辺のちょっと予測等は現在行っておりませんが、コスモスコモンが併用している駐車場ということで、利用者の方は河川敷にも駐車場がございますけれど、一番近い駐車場ということで、利用等は生まれるのではないかという考えでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第97号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 令和4年度 飯塚市污水处理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第98号 令和4年度 飯塚市污水处理事業特別会計補正予算（第1号）」について補足説明をいたします。

補正予算書の261ページをお願いいたします。第1条で規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万7千円を追加し、歳入歳出の総額を2787万4千円とするものでございます。今回の補正につきましては、今年度前期実績等による見込額を算出し、それに基づき補正を行うものです。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。264ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。本会計の主な財源であります1款、1項、1目、1節、污水处理施設使用料の収入29万8千円の実績による減額、2款、1項、財産運用収入につきましては、実績に基づき、1目、1節、利子及び配当金9千円の減額、2目、1節、基金運用収入3万9千円の減額、3款、2項、1目、1節、污水处理施設整備基金繰入金30万1千円の財源調整による増額、4款、1項、1目、1節、前年度繰越金につきましては、前年度決算の確定により132万2千円増額の補正をするものであります。

265ページをお願いします。歳出についてご説明いたします。1款、1項、1目、一般管理費につきましては、26節、公課費において、消費税を4万9千円減額しております。

1款、1項、2目、施設管理費、10節、需要費につきましては、消耗品費として1万8千円の増額、電気料金の増に伴い、光熱水費として130万8千円を追加するものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第98号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

議案第99号「令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料の22ページ上段をお願いいたします。収益的収支でございますが、水道事業収益で9611万9千円減額いたしまして、総額を28億9693万8千円とするものでございます。主なものとしまして、受託工事収益の減によるものでございます。

水道事業費用につきましては、2700万7千円減額いたしまして、総額を25億5927万1千円とするものでございます。主なものとしまして、受託工事費9193万3千円の減及び動力費7986万円の増によるものでございます。

次に、下段の資本的収支でございますが、資本的収入で8389万5千円増額いたしまして、総額を7億6285万7千円とするものでございますが、主なものとして、料金改定を行ない、国庫補助の対象要件である平均料金を満たしたことで新たに採択された国庫補助金の増と、水道メーター口径別納付金の増によるものでございます。

資本的支出につきましては、9763万5千円減額いたしまして、総額を18億6936万5千円とするものでございます。主なものとしまして、庄司地区配水管布設替工事等の執行残などの改良事業費の減によるものでございます。

以上、「議案第99号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第99号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第100号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料の23ページ上段をお願いいたします。収益的収支でございますが、工業用水

道事業収益で23万7千円増額いたしまして、総額を5676万6千円とするものでございます。

また、工業用水道事業費用で74万円増額いたしまして、総額を5609万6千円とするものでございます。主なものとしまして、動力費の増でございます。

資本的支出につきましては553万6千円減額いたしまして、総額を837万4千円とするものでございます。

以上、「議案第100号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第100号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第101号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算資料の23ページ中段をお願いいたします。収益的収支でございますが、下水道事業収益で2032万6千円増額いたしまして、総額を21億1728万8千円とするものでございます。主なものとしまして、消費税及び地方消費税還付金の増によるものでございます。

下水道事業費用につきましては、2943万8千円増額いたしまして、総額を19億7910万3千円とするものでございます。主なものとしまして、光熱水費の増でございます。

次に、24ページ上段の資本的収支でございますが、資本的収入で、5億8842万4千円減額いたしまして、総額を8億9631万8千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、6億8729万6千円減額いたしまして、総額を16億1082万5千円とするもので、

収入、支出ともに主な減額の要因としましては、当初予算で施設整備費及び施設改良費に計上しておりました事業が国の補正予算の対象となり、令和3年度事業として前倒しで実施したことによるものでございます。

以上、「議案第101号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第101号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第117号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書99ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため、提出するものでございます。

今回、認定する路線は1路線、延長21.9メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は、寄附採納により路線認定を行うものでございます。路線箇所は100ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第117号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会に付託を受けております「中心拠点の整備について」を議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。「中心拠点の整備について」を議題といたします。本件全般に対する、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

さきの一般質問で、定住人口の関係を質問いたしましたけれど、いよいよ飯塚駅周辺地区整備基本計画にのっとり、いろいろな事項が動いてきていると思います。ゆめタウンが来年の夏にオープンということで、もう建物がだんだん立ち上がってきているのが見えてきております。民間では、先ほど言いましたように、マンションが売出しということが出てきているんですけど、そこで、いろいろ飯塚市は計画を持ってまちづくりに臨んでおります。飯塚市都市計画マスタープラン、2022年から2031年には、拠点整備の方針が出て、中心拠点の形成ということを言っておりますし、立地適正化計画では、やはり拠点を形成すると、これは人口減少下での課題に対応するために取り組んでいくというふうに言っております。

そこで、一つご検討いただきたいんですけど、一般質問の際も述べましたけれど、福岡都市圏では、やはり人口が移動しているという話を聞いております。そこでこの際、福岡都市圏をターゲットに飯塚駅周辺地区へ定住者を増やす計画をするべきではないかと思えますけれど、その辺の見解をまずお尋ねしたいと思います。

○都市計画課長

本市では、飯塚駅周辺整備計画の上位計画であります立地適正化計画に基づき、拠点連携型の都市を将来における都市づくりの基本的な考え方としており、中心拠点と地域拠点に必要な機能を集約し、拠点間を公共交通機関で結ぶことにより、相互に補完することで生活の利便性を高めていくことを目指しております。また同計画では、飯塚駅周辺地区を含む居住誘導区域に日常生活利便施設や住宅を中心とする土地の有効利用を促進し、まちなか居住の誘導を

図っていくこととしております。飯塚駅周辺地区基本整備計画は本市の中心拠点の一つであるこの地域の活性化を図る整備を推進するため、交通ネットワークを生かしたにぎわいのある拠点づくりをコンセプトに定めており、この計画に沿って整備を進めているところでございます。

なお、都市計画課では令和5年度から6年度までの2か年で立地適正化計画の見直しを予定しております。この立地適正化計画において、飯塚駅周辺地区整備計画で示された区域を含む居住誘導区域における今後の誘導策の見直しの際には、質問委員がおっしゃいましたご意見等も踏まえ、関係各課と協議していきたいと考えております。

○道祖委員

ぜひ、目標を定めて、定住人口を増やす政策を打っていただきたいと思うんです。この整備するそのものは、確かに市民生活が快適に暮らせる環境ということをつくるわけですけれど、快適に暮らせる環境であるならば、人は定住してくるのではないかと、移って来てくれるのではないかというふうに思っているのです。そこで次の計画で、この地区に5年間なり、10年間なり、その計画の間に何人ぐらいの定住人口を増やすんだという目標数値を入れるぐらいの考えを持ってやるべきだというふうに私は思うのです。

一般質問等で聞いていたら、勝手に入ってきてくれるから、別に補助金を出さなくていいんだとか、待っていたら人が入って来てくれるというような答弁があったと思いますけれど、それはそれで結構なんですよ。いろいろなまちづくりを移住計画をもって、教育のレベルを上げるなり、保育園など子育て環境を整備していっていると、自然環境を整備していっていると、そういう環境を整備しているから人口が増えている。それは否定しないんです。それはそれでいいんです。

しかし、一層やはり人を増やしていく方策を取るべきだと思うのです。飯塚駅周辺が中心拠点ということで位置づけて、今後まちづくりをしていくならば、ここにやはり人口を増やすんだと、どれぐらいは増やすんだという目標を持って、ではそうしたら、そのためにはどうしたらいいんだと、ここに書いてある道路をきれいにしたら人が入って来るのかと、そういうことだけでは駄目なのではないかというふうに思うのです。駅前をきれいにしたら、人が入って来るのですか。入って来るでしょうけれど、どれぐらい入って来るのですか。今の街並で、今の状態で、人が入って来る余地はあるのですかということなのです。分かりますか。空き地がどれぐらいあって、そこに新しいものが建ちますか。今、あそこにある街の機能を移すことによって、空き地をつくって、そして、そこに定住政策をやるようなものを考えていかないと、人口は増えないのではないかと思うのです。そして、そのときにターゲットを決めたら、そこに対して集中的に投資をして、人口を増やして、そして、最終的には5年先、10年先を見たときに、それが収支のバランスがとれて、人口が増えることによって、そして税収が上がっていく。そのような絵を書かないと駄目だと思っているのですが、そういう見解はお持ちでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：43

再 開 10：44

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

今、質問委員の言われますとおり、何事にも目標値、そして、それを達成するための施策というものが出てきます。現在の飯塚駅周辺整備計画、こちらのほうは国のほうの補助事業でやっておりますけれども、その中には、現時点では人口の増加ということには触れておりません。ただ今後、飯塚駅舎をはじめ、住環境が整ってまいりますので、今後、市のまちづくりの施策としては、居住誘導区域をはじめ、まちなか居住を推進していくというふうなまちづくりの視

点、そして、移住定住、中心拠点の人口増というふうな視点、こういった両面からについて多角的な分析を行いまして、今後、関係部署も含めまして、こういった視点での施策について、いろいろ検証を検討してまいりたいというふうに考えております。

○道祖委員

新飯塚駅の東側の土地、1万1千坪の開発の状況を見ると、あれは民間開発なんです。全て民間にお任せして、あれだけできたんですよ。だからといって、飯塚駅周辺をそのままがいいのかと、民間にお任せでいいのかと。確かに今、先ほど言いましたように、既にもうマンションができて、飯塚駅から6分のところですか言っている広告が入っていました。もう動き始めたなど、まちづくりが変わっていくなというふうな感じで、私はその広告を見ていたのですが、それだけでいいのかなと、そのところをやはり考えていただきたいということがあるんです。

例えば、御承知のように立地適正化計画をつくる時、コンパクトシティをつくる時に、モデル地区として富山市がモデル都市になりましたよね。承知していますか。調べてください、承知していることだと思いますけれど。そのときに、コンパクトシティをつくるということで政策を打ったのが、あれは拠点に建物を移動したり、建て替えたりしたら、補助金を出して人口を街の中心部に集約する施策を打っているんです。それは現在でも続いていると思うのです。ですから、そういうやり方をやっている都市もありますので、そういうことも勉強していただいて、御承知ならば御承知で、そういうやり方もあるんだということで、飯塚市において人口を増やすならば、どういう方法がいいのかご検討いただいて、取り組んでいていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

道祖委員から「オートレース場の無料送迎バスについて」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

以前、高齢者の方が、オートレース場に行くのにいちいち新飯塚駅まで出て無料バスに乗ると、その無料バスをちょっと有効的に活用させてもらえないだろうかというようなことを要望していたのですが、検討しますということで回答をもらって、そのままになっておりますので、オートレース場の横に新体育館ができますので、それとの絡み。また、スタンドを改修していて、オートレース場も将来的にはきれいになっていくので、この際ちょっと再度ご検討いただけないかという趣旨で質問をさせていただきたいというか、要望していきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「オートレース場の無料送迎バスについて」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「オートレース場の無料送迎バスについて」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

先ほども言いましたように、以前、オートレース場へ行くことを楽しみになさっている近隣

の高齢者の方の利便性が向上するように、無料バスの運行がうまく利用できないかということでお願いしておりまして、そして、そのときに検討していただけるというような答弁がありました。それがどのように検討されているのか。また、無料バスの実態がどういうふうになってきているのか質問します。

○公営競技事業所副所長

無料バスにつきましては、オートレース場に来場していただきますお客様へのファンサービスの一環といたしまして、飯塚バスターミナルから新飯塚駅を経由して、飯塚オートレース場までの間を運行しております無料の送迎バスでございます。以前は、本場開催、場外発売ともに運行しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまず無観客開催措置などのため、令和2年3月から令和3年3月までの間、運行を休止しておりました。現在は本場開催に限り運行を行っております。

○道祖委員

1日何便運行されているのか、お尋ねいたします。

○公営競技事業所副所長

日中開催時は往復で14便、ナイター開催時は15便、本場開催と場外発売の同時開催のときは18便の運行を行っております。

○道祖委員

今、オートレース場の場外発売を含めて開催日数は年間相当な日数になってきていますよね。それで、場外発売のときも運行していただければ、年間相当走るような感じになると思うのですが、場外発売のときには運行できないのかどうか、お尋ねいたします。

○公営競技事業所副所長

場外発売時の運行につきましては、今後、包括的民間委託の受託事業者と、こちらの再開について協議してまいりたいと考えております。

○道祖委員

初めに言いましたけれど、平成29年3月13日の本委員会において、新飯塚駅まで、公共バスを利用して、そして、新飯塚駅から無料バスに乗ってオートレース場に行っているという鯉田地区の人たちがおられるのです。その人たちから、せっかく近くにあるのだけれど、やはりオートレース場まで歩くと1キロメートルぐらいかかると、1キロメートルを超えると、そういうような声があって、だからバス代を使って新飯塚駅まで出て来ているんだという話なのです。それでそのときに、オートレース場から鯉田、要は篠田団地のほうまで運行してもらえれば、篠田団地から折り返しで帰っていくというコースをとっていただければ、オートレース場に無料のバスに乗れるのだけれどということだったのです。これを改善していただけないかというのが今回の質問の趣旨なのです。オートレース場で終わって、オートレース場の今の待機場所ではなくて、体育館ができますから、新飯塚駅から来るときには、オートレース場、体育館、そして、篠田団地の入り口のところに公園が閉鎖されている駐車場がありますから、そこを待機場所にしてもらえれば、そこまで来れる。体育館を利用する方も新飯塚駅からだったら、来るときは、オートレース場、体育館という形で利用していただいて、そして、篠田団地の入り口のところに公園で待機してもらって、それで近隣の鯉田の人たちは、それから今度は、新体育館、オートレース場、新飯塚駅と行くでしょうから、新飯塚駅に送る必要はないのです、一応利用者が。その運行の関係で新飯塚駅まで送るということではできないのではないかなと勝手に思っているのですけれど、できると住民は無料バスを新飯塚駅まで使えるから、それは助かるんですけど、そうすると、今、西鉄バスが通っていますから、それとバッティングしますからそれはしないでもいいと思っているのですけれど、篠田団地から、新体育館、オートレース場、この間を無料にいただければ、この間は1キロメートルぐらいあるはずなんです。年寄りにとっては、やはり以前も西鉄に頼んで、バス停の延長を頼んだことがあるんですけど

ど、その際は500メートルぐらいの距離を年寄りが歩くのは大変だということをお願いして、延長していただいた経過がある。それから考えると、オートレース場を使いたいという意思を持った人たちが無料バスに乗ると、有料のバスを使うよりはそのお金を持って車券買う可能性は十分ありますので、ぜひそういうことを考えていただいて、改善の方法について、今まで考えてもらってきたのか。そして、今回は要望ですから、新体育館ができることによってその改善ができるならば、それに越したことはないと思っています。可能性があるかどうか、お尋ねします。

○公営競技事業所副所長

現在の飯塚オートレースへの無料バスにつきましては、市内外からお越しになるお客様を公共交通機関の中心であります飯塚バスターミナル、それから新飯塚駅からオートレース場へ送迎することを想定したルートとなっております。しかしながら今、委員からのお話のとおり、近隣地、地元であります鯉田地区の方が当該バスを利用して来場されるには大変不便ということ、当事業所といたしましても大変心苦しいこととございます。改善の一因になればと考えますが、来年に新体育館がオープンすることを控えまして、当事業所が運行します無料バスを、まずは新体育館まで運行することが可能かということ、現在、関係者と協議を行っているところでございます。これが可能となりましたら、委員が言われますように、新体育館利用者の利便性の向上だけではなく、オートレース場の認知度の向上にも貢献できると考えております。また、鯉田地区のファンの皆様が当該バスを利用して来場しやすい環境となるのであれば、ぜひ実現したいと考えております。

○道祖委員

ぜひよろしく申し上げます。例えば、新体育館を利用している人が、あそこは食堂がありませんから、オートレース場の食堂に行く。歩いて行って、もう500メートルぐらいだから行けますけれど、バスがあつて、たまさかバスがあるという、それに乗って、そこにお食事する。お互いオートレース場と新体育館と持ちつ持たれつというような関係もできるのではないかと考えていますので、ぜひご検討をお願いいたしまして、この質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「デジタル人材育成に関する連携協定の締結について」、報告を求めます。

○経済推進室雇用促進担当主幹

「デジタル人材育成に関する連携協定の締結について」、ご報告いたします。

資料をお願いいたします。1、連携の概要についてですが、SAPジャパン株式会社、株式会社テクノスジャパン及び国立大学法人九州工業大学と、市内の小中学校、高等学校及び大学のデジタル人材の育成に関し、デジタル技術を活用できる人材の育成及びデジタル技術の習得による地域経済の活性化に寄与することを目的とした連携協定を令和4年12月1日に締結いたしました。

本協定書に基づき、SAP社が提供するデザイン思考や、ERPsimのワークショップ等

の実施を通して、成長段階に応じたデジタル技術を活用できる人材育成に取り組んでまいります。

2、会社概要等についてご説明いたします。まず、SAPジャパン株式会社ですが、ドイツに本社があるSAP SEの日本法人で、SAPは企業の基幹業務である販売管理・財務会計・給与計算全般を扱うシステムの分野で世界第1位の売上げを誇り、世界中の商取引売上げの87%はSAPのソフトウェア等により生み出されております。続きまして、株式会社テクノスジャパンですが、SAPなどの基幹システムを中心に事業を拡大しており、令和3年4月に九州工業大学との共同研究を開始し、飯塚市にオフィスを開設しております。一部上場企業でございます。また、九州工業大学は今年の8月にSAPユニバーシティアライアンスに加盟し、学生がカリキュラムとしてSAPソリューションを学ぶこととなり、このような流れの中、この3者ととも産学官の連携強化を図りつつデジタル人材の育成に取り組むこととなりました。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市空家対策計画改定(素案)について」、報告を求めます。

○建設政策課長

「飯塚市空家等対策計画改定(素案)について」、ご報告させていただきます。

飯塚市空家等対策計画は、本市の地域実情に合わせ、空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するために、国が定めた空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、平成30年3月に策定しておりますが、令和4年度をもって現計画の計画期間が終了することから、空家対策を継続的に推進する観点により本計画の改定を行うものでございます。

素案の内容につきましては、現計画の策定後、本計画の根拠法である空家特措法において、大きな改正等がなされていないことから、現計画からの大きな変更はございませんが、空家等が放置されることで景観や防犯、衛生面の問題に加え、災害時では倒壊の恐れもあることで、これを予防する観点から、今回、現在の実態に則した内容に改定するものでございます。新たな計画期間につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間と定めております。

次に、主な改正点2点をご説明いたします。1点目につきましては、素案2ページ中段の5、対象とする空家等の種類をお願いします。現計画策定時において、長屋などの共同住宅に一部居住がある場合は、空家特措法により空家として取り扱うことができませんでした。本市には旧炭鉱住宅長屋等が多数あることから、平成30年10月に飯塚市空家等の適切な管理に関する条例を施行し、「部分空家」として、空家対策の対象とすることを規定いたしました。このことから、今回の改正に際して、新たな空家対策の対象として「部分空家」を追記しております。

2点目として、素案の11ページをお願いいたします。第4章、空家等対策の具体的な取り組みに関しましては、前回の市内空家の全件調査実施後、5年を経過していることから、今年度4月より、飯塚市立地適正化計画で定めております居住誘導区域(学園都市型地域を含む)を対象に職員による空家実態の現地調査を実施しております。今後、空家実態調査エリアを拡大し、継続した調査を実施することで、最新の状況の把握を行いまして、今後の空家対策に活用していくことを新たに記載しております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、本計画の素案の公表を令和5年1月5日から1月31日まで、本庁舎、各支所、中央公民館に意見箱を設置し、市民意見募集を行うようにしております。その後、寄せられた市民意見を反映した本計画の最終案を令和5年3月定例会

期間中に開催されます経済建設委員会で報告を行いまして、令和5年4月1日からの施行に向けて作業を進めてまいります。

以上、簡単でございますが、「飯塚市空家等対策計画改定（素案）について」のご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

市道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。

資料をお願いいたします。本件事故は、令和4年11月1日火曜日、午前10時30分頃、飯塚市相田地内の市道伊岐須相田線において、当事者がパッカー車によるごみ収集のために路肩へ車両を寄せた際、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部のオイルタンクを損傷させたものでございます。

本件事故の過失割合につきましては、現在、保険会社と協議中であり、その結果をもって、相手方と交渉を行うものでございます。

道路の点検補修につきましては、日頃より広報等で情報提供の依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木建設課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。

本年2月1日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告をさせていただいておりました水江雨水ポンプ場新設（その4）工事につきまして、原契約金額1億592万7800円から69万800円を増額しまして、変更契約金額1億661万8600円としたものでございます。

変更契約の主な概要としましては、工事实施に当たり、北側の土留めによる鋼矢板施工箇所において、想定地盤硬度より硬質であったことから、当初計画の矢板打設が不要となり、大型土のうによる簡易土留めに変更したことによる減工、また、南側施工箇所においては、湧水による法面崩壊が生じたため、鋼矢板打設での土留め施工に変更したことによる増工、鋼矢板施工に伴い、矢板引き抜きによる近接家屋への被害を防止するため、矢板の存置による増工及びその他精査による各工種の数量変更を行ったものであります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市都市計画公園等見直しガイドライン（素案）について」、報告を求めます。

○都市計画課長

「飯塚市都市計画公園等見直しガイドライン（素案）について」、説明いたします。

資料①「飯塚市都市計画公園等見直しガイドライン（素案）」をお願いします。1枚開いて、目次をお願いします。本ガイドラインは、第1章、ガイドラインの策定について、第2章、都市計画公園等の現状と課題、第3章、都市計画公園等の見直しについて、第4章、ガイドラインの運用に向けての4章から構成されております。

1ページをお願いします。ここでは、都市計画公園等の見直しの背景について記載していません。本市における都市計画公園等については、計画的な整備が進められてきましたが、令和4年4月現在において、長期未着手の都市計画公園の面積は41.33ヘクタールとなっており、長期にわたり都市計画法第53条による建築制限がかけられてきました。このような状況で、国は都市計画運用指針において、都市計画制度の基本的な考え方として、適時適切な都市計画の見直し、そして都市施設に関する都市計画の見直しの考え方を示しており、本市としましても、今後、円滑な都市計画公園等の見直し手続を実施するため、本ガイドラインを策定するものです。

2ページをお願いします。本ガイドラインの位置づけとしましては、第2次飯塚市総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画に即し、緑の基本計画等の関連計画との整合を図るものとしています。

3ページをお願いします。3ページから8ページにかけて、上位計画、関連計画との関連を記載しています。

9ページをお願いします。このページからは都市計画公園等の現状について記載しております。9ページから11ページの中ほどまでは都市計画公園等の種類、そして整備状況についてまとめております。

11ページをお願いします。ここから13ページにかけて、都市計画公園等の整備における課題について記載しています。主な課題として、1つ目として公園整備の必要性・実現性及び計画決定当時の公園周辺施設整備状況の変化、2つ目として国から示された都市計画運用指針への適切な対応が挙げられます。13ページをお願いいたします。13ページに参考として、都市計画法及び都市計画運用指針の抜粋を掲載しています。今回の見直しガイドラインに関係する箇所について、アンダーラインで示しております。

14ページをお願いします。ここから24ページにかけて、都市計画公園等の見直しについて記載しております。まず、見直しの基本方針についてです。長期未整備都市計画公園等の定義について、都市計画決定後20年以上経過しているものの未整備区域がある公園としております。次に、14ページ中ほどの（2）見直しの基本方針についてです。基本方針については、①公園の配置、②公園の機能、③現地の実情、④住民の意向の4つを定めるものとします。

17ページをお願いします。見直しの方向性については、先ほど説明した4つの基本方針により、対象公園ごとに存続、変更、廃止の3つの方向性を定めます。

18ページをお願いします。見直しの進め方については、ステップ1から順番に「上位関連計画の把握」、「見直し対象公園の抽出」、「都市計画公園等の評価」、「総合評価」の4つのステップを経て、市民説明会等を実施した後に方向性を決定し、変更、廃止となった都市公園につきましては、都市計画の法手続へと進むこととなります。

19ページをお願いします。ステップ1は上位関連計画の把握になります。ステップ2は見直し対象公園の抽出です。長期未整備都市計画公園等のうち、区域全域が未着手となっている街区公園8箇所、近隣公園3箇所の合計11箇所の都市計画公園を抽出し、その一覧を表にして掲載しております。20ページをお願いします。ステップ3は都市計画公園等の評価になります。①必要性、②実現性、③代替性、④都市計画制限の4つの視点で評価を行います。

23ページをお願いします。ステップ4は総合評価として、ステップ1からステップ3までの

評価を踏まえた判定区分と判定基準を記載しています。

25ページをお願いします。ガイドラインの運用についてです。本ガイドラインについては、運用を図りながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

次に、資料②をお願いします。ガイドラインの19ページで抽出した11箇所の都市計画公園の位置図になります。それぞれの公園周辺の拡大図を赤の四角い枠の中に載せています。この11箇所の都市計画公園は、昭和37年から44年にかけて都市計画決定を行っていますが、現在でも事業化されていない公園となります。

最後に、資料③をお願いします。今後のスケジュールについてですが、パブリックコメント、議会委員会報告等を経て、今年度中での策定を予定しております。

以上、簡単ではございますが、「飯塚市都市計画公園等見直しガイドライン（素案）について」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。